

山形県東置賜郡川西町と愛知大学との連携・協力に関する協定書

山形県東置賜郡川西町（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）は、乙の創立に中心にかかわった故本間喜一氏の生誕地が甲であることを踏まえ、相互の立場を尊重しつつ対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が故本間喜一氏の顕彰を念頭に置きつつ、多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 地域のまちづくりの推進
- (2) 町民講座等を通じた人材の育成
- (3) 生涯学習、文化、スポーツ、福祉及び健康づくりの向上
- (4) その他必要と認める事項

（地域連絡協議会の設置）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、地域連絡協議会を設置し、適宜協議するものとする。

2 地域連絡協議会の設置については、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、自動的に更新され、以後同様とする。

（協議決定事項）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

平成26年5月17日

甲 山形県東置賜郡川西町大字上小松1567
山形県東置賜郡川西町

川西町長

原 日 成 二



乙 愛知県豊橋市町畑町1-1
愛知大学

愛知大学長

佐藤 元彦

